



5180490

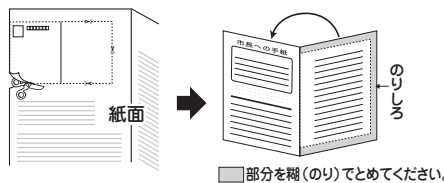
名張市鴻之台1番町1番地
名張市長 亀井 利克 行



市長への手紙、お待ちしております
名張市のまちづくりについて、市民の皆さんのご意見をお待ちしています。
この手紙は市長が直接拝見し、今後の市政に反映させていただきます。
※皆さんからのご意見は「広報なばり」などで紹介させていただく場合があります。この場合、個人が特定できることのないよう個人情報の取扱いには十分注意します。

（やまおり）

市長への手紙に関するお問い合わせは、
企画財政部広報対話室(☎63-7402)へ



**事業主の皆さん
中小企業退職金
共済にご加入を!**

中小企業退職金共済は、単独で退職金制度を持つことが困難な中小企業が、従業員(パート含む)の退職金のために加入する、国が運営する退職金制度です。

掛金は全額非課税で、新規加入や増額時に国から掛金の助成を受けることができます。家族従業員も一定の要件を満たせば加入できます。詳しくは問い合わせ先へ

**☎ 中小企業退職金共済事業
本部 ☎ 03-6907-1234**

◎市では、従業員10人以下の小規模企業者を対象に掛金の一部を新規加入から3年間補助しています。

☎ 商工経済室 ☎ 63-7824

◎商工会議所が運営する特定退職金共済もあります。

**☎ 名張商工会議所
☎ 63-0080**

安全 心 笑顔
**ルールを守って
楽しい花火**
毎年、間違った扱い方や不注意によって花火による事故が起きています。ルールを守って花火を楽しみましょう。
◆子どもだけでは遊ばず、大人と一緒に遊みましょう。
◆水バケツを用意し、使った花火はすぐに水につけ、後片付けをしましょう。
◆途中で火が消えても筒などをのぞかないようにしましょう。
◆深夜の花火遊びや後片付けをしないなどの迷惑行為が問題になっています。花火で遊ぶときは、時間や場所も考えて楽しむようにしましょう。
☎ 名張消防署 ☎ 63-0999

**児童扶養手当・特別児童扶養手当
受給には現況届の提出が必要です**
現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受給している人(所得制限などにより支給が停止されている人を含む)が、引き続き受給するには、現況届の提出が必要です。該当者には8月初旬に通知します。
現況届は、受付期間内に市役所1階子ども家庭室(11番窓口)で、手続きしてください。
受付期間 児童扶養手当 8月1日(金)～30日(金)
特別児童扶養手当 8月12日(金)～9月10日(金)
※いずれも土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

■児童扶養手当
対象 父母の離婚などで、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある人)を養育している人
※児童の身体や精神に中程度以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当を受けられます。
支給額(所得に応じて変動。4・8・12月に支給)
▼児童1人の場合
全部支給…月額41,430円
一部支給…月額9,780円～41,420円
▼児童2人以上の場合
2人の場合は、5,000円の加算。3人以上はさらに3,000円ずつ加算
※所得が一定額以上の場合には手当は支給されません。また、手当の支給開始月の初日から起算して5年または手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき、2分の1に減額されます(該当者には事前に通知します)。

■特別児童扶養手当
対象 身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人
※所得制限や児童が福祉施設に入所中などの理由で手当を受けることができない場合があります。
支給額(児童1人あたり。支給月4・8・11月)
▼障害の程度が1級 月額50,400円
▼障害の程度が2級 月額33,570円
◎いずれの手当も平成25年10月から支給月額が0.7%減額予定です。
☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

**母子家庭の母親を対象とした
就労相談・就業支援**
母子自立支援員が個々の生活や子育てなどの状況に応じて、就労相談やハローワークと連携してきめ細やかな就業支援を行っています。就職に有利な資格取得に対する支援もあります。
■自立支援教育訓練給付金
厚生労働省が指定する教育訓練講座(ホームヘルパー・医療事務など)を受講し、修了した場合に費用の一部を支給します。※要事前相談
■高等技能訓練促進費
看護師や介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などの高等技能習得のために養成機関で2年以上修業する場合は、その期間、一定の額を支給します。
※所得制限などもありますので、詳しくは問い合わせ先へ
☎ 子ども家庭室 ☎ 63-7594

**保健センター(朝日町)での
親子すくすく行事**
☎ 健康支援室 ☎ 63-6970
1歳6か月児健診
●24年1月生
8月6日(金)・7日(金)
●24年2月生
9月3日(金)・4日(金)
3歳6か月児健診
●22年2月生
8月20日(金)・27日(金)
●22年3月生
9月10日(金)・11日(金)
生後5か月～8か月ごろの離乳食教室
8月21日(金) 午後2時～3時30分 ※要予約
★乳幼児健康相談(同日 午前9時30分～11時受付)